

令和8年度価格高騰等対応設備導入補助金

(新潟県中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業)

～ 県内中小企業等の省エネ設備導入費用を支援します! ～

受付期間

令和8年4月14日(火)～令和8年6月26日(金)

※予算額に達した場合は受付期限前であっても受付を終了し、事務局で申請を受け付けたものから先着順で採択します。

原油・原材料価格高騰の影響を受けている
県内中小企業等による省エネルギー設備への入れ替えを支援

補助対象事業者

以下の要件を全て満たすもの

- 新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業・個人事業主等
- 2022年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019年～2021年の同月と比較して5% (付加価値額の場合は10%) 以上減少していること
- 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること
- パートナーシップ構築宣言に登録していること

補助金額

上限額 **133.3** 万円
下限額 **13.3** 万円

補助率

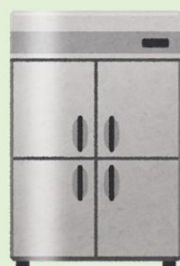
2 / 3 以内

補助対象設備の例

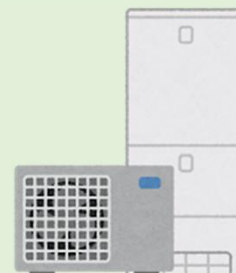
高効率空調、冷凍冷蔵庫、高効率給湯器、高効率ボイラ、変圧器など



高効率空調



冷凍冷蔵庫



高効率給湯器

※補助要件の詳細は裏面を御参照ください。

申請書の提出先・お問合せ先

新潟県価格高騰等対応設備導入補助金事務局 (一般社団法人環境省エネ推進研究所内)

〒950-2035 新潟市西区新通451番地

電話: 050-3092-2650

メール: es8@eeqp.or.jp

【受付時間】 平日10:00～12:00 / 13:00～17:00

支援事業の制度概要

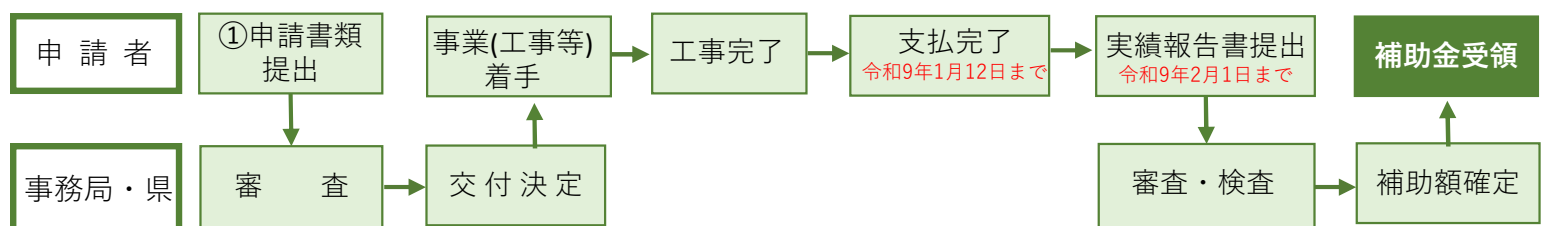
対象者	新潟県内に主たる事業所等を有する中小企業・個人事業主等で、以下の要件を全て満たすもの ※令和4年度～令和7年度の採択者については再度申請することはできません。 ただし、令和4年度～令和7年度の採択者のうち、補助金交付額の合計(a)が補助上限額(b)を下回った採択者については、その差額(b-a)の範囲内であれば、再度申請が可能です。
要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2022年1月以降の任意の1か月の売上高、粗利益、付加価値額のいずれかが、2019年～2021年の同月と比較して5%（付加価値額の場合は10%）以上減少していること ○ 新潟県エコ事業所表彰制度に参加していること ○ パートナーシップ構築宣言に登録していること
補助対象事業	商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて、エネルギー使用量の削減に資する設備への切り替えを行う事業 ※補助対象経費の合計が20万円未満の事業は補助対象外です。
補助率等	補助率： 2/3 以内 補助額： 13.3 万円～ 133.3 万円
補助対象設備	以下の全ての要件を満たす設備 (1) 商品・サービスの生産・提供プロセスにおいて使用している設備を同等の出力・能力を有する設備に置き換えるものであって、エネルギー使用量の削減が見込まれる設備（ただし、照明設備及び生産設備を除く） (2) 事業所内に設置、又は使用する設備 (3) 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備 ※高効率空調への切り替えと同時に実施する断熱窓への更新、屋根・天井等に施工する遮熱・断熱対策工事を含む (4) 発電機能を有しない設備 (5) 償却資産登録される設備 (6) 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備

※補助対象とならない設備の例

- 断熱窓（空調設備の切り替えと同時に実施する場合を除く）、生産設備、高効率照明器具、省エネルギー型自動販売機、断熱フィルム、コージェネレーション設備、燃料改質器具、インバータ、車両などの更新・導入
- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合
- 主に居住を目的とした事業所における設備更新
- 土地の取得・賃借に係る経費、建物の新設・増設に係る経費 など

事業スケジュール

受付期間	① 令和8年4月14日（火）～令和8年6月26日（金） ※ 受付期限前であっても、申請金額が予算に達した場合、受付を終了します。 ※ 原則、電子メールで提出してください。
実績報告期限	② 補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和9年2月1日（月）のいずれか早い日



申請にあたっての留意事項

- 当チラシは事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず**交付要綱**、**申請要領**等をご確認ください。
- 申請者の都合上、補助金の交付決定の前に契約・発注等を行う場合は、「**事前着手届**」が必要となります。
- 事業完了（設置完了、検収、支払完了）後、補助金事務局に**実績報告書**を提出する必要があります。
補助金の交付は**実績報告書**に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により**補助金の額を確定した後、精算払い**となります。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備稼働後（令和10年5月31日まで）に、**エネルギー使用量の削減効果**について**県に報告**する必要があります。